

所沢市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案） 概要

1 制定理由

学校給食費の管理を公会計化することに伴い、市による学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し、必要な事項を定める。

2 条例（案）の主な内容

- （１）現在各校で行っている学校給食について、市が実施することとし、その内容を明記するもの（第２条・第３条）
 - ➡学校への出席や在籍の有無に関係なく、市は、児童生徒に対し、学校給食を実施する。そのほか、教職員等、実施する必要があると認めた者に対し、学校給食を実施する。
 - ➡学校給食法第３条により児童生徒が喫食するものを「学校給食」、教職員等が喫食するものを「学校給食に相当する給食」として本条例（案）では定義している。
- （２）学校給食費の額及び納付の期日は、教育委員会規則で定めることとするもの（第４・５条）
- （３）学校給食費の納付について規定するもの（第５条）
- （４）市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができるもの（第６条）

3 補足

私会計、公会計に係わらず、学校給食費無償化を実施する。